

京都市メンタル・フレンド訪問援助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひきこもり又は不登校（以下「ひきこもり等」という。）の子どもに対して、児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、子どもの兄又は姉に相当する世代で子どもの福祉に理解と情熱を有する大学生等（以下「メンタル・フレンド」という。）を児童相談所の児童福祉司及び児童心理司（以下「指導担当者」という。）の助言及び指導のもとに、当該子どもの家庭に派遣し、子どもとのふれあいを通じて、子どもの福祉の向上に資することを目的とする。

(対象となる子ども)

第2条 この事業の対象となる子どもは、児童相談所で相談に応じたひきこもり等の子どもであって、児童相談所長（以下「所長」という。）が、本事業の対象として適当であると認めた者とする。

(登録)

第3条 所長は、メンタル・フレンドとなることを希望する者を募集し、必要な審査を行い、研修を実施したうえで、適当と認めた者を登録する。

(登録期間)

第4条 メンタル・フレンドの登録期間は、登録した日以後の最初の3月31日までとする。ただし、再登録を妨げないものとする。

(業務)

第5条 メンタル・フレンドは、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指導担当者からの助言及び指導のもとに、担当する子どもの家庭を訪問するなどにより、当該子どもの良き理解者として子どもに接し、子どもの自主性、社会性等の伸長を援助すること。
- (2) 担当する子どもの状況について、定期的かつ必要に応じて指導担当者に報告すること。
- (3) 所長の開催する研修会、事例検討会等に参加すること。
- (4) その他子どもの福祉の向上を図るうえで必要であること。

(派遣等)

第6条 この事業の対象となる子ども並びに当該子どもを担当することがふさわしいメンタル・フレンド及び当該メンタル・フレンドの指導担当者は、児童相談所の援助方針会議において協議を経たのち、所長が決定するものとする。

2 前項により決定された指導担当者は、当該メンタル・フレンドに対して、援助の方針、方法等について、必要な助言及び指導を行う。

3 所長は、メンタル・フレンドに対して適宜報告を求め、研修等を実施することにより指導及び監督を行う。

(守秘義務)

第7条 メンタル・フレンドは、業務を実施するうえで知り得た秘密を、他に漏らしてはな

らない。

なお、登録期間が終了した後も同様とする。

(登録の取消し)

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要な審査を行ったうえで、メンタル・フレンドの登録を取り消すことができる。

- (1) メンタル・フレンドから辞退の申し出があったとき。
- (2) メンタル・フレンドとしての業務の実施に支障があり、又はこれに堪え得ないとき。
- (3) メンタル・フレンドとして、ふさわしくない行為があったとき。

(謝礼)

第9条 所長は、メンタル・フレンドが業務を実施した場合には、訪問1日当たり4,020円の謝礼を支給する。

2 前項の謝礼は、メンタル・フレンドからの報告に基づき、月単位で支給する。

(保険)

第10条 所長は、この事業の実施に当たり、メンタル・フレンド登録者を対象とした保険に加入する。

2 メンタル・フレンドが業務中の事故により身体に障害を負った場合は、前項の保険で補償される範囲で見舞金を支払う。

(その他)

第11条 この要綱の実施について、必要な事項は所轄局長が定める。

附 則 (平成5年2月1日決定)

この要綱は、平成5年2月1日から実施する。

附 則 (平成20年1月11日決定)

この要綱は、平成20年1月11日から施行する。

附 則 (平成21年10月15日決定)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日決定)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月29日決定)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月26日決定)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日決定)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月6日決定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月15日決定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月18日決定)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月30日決定）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日決定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月15日決定）

この要綱は、令和6年2月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年6月28日決定）

この要綱は、令和6年6月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年7月28日決定）

この要綱は、令和7年7月28日の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。